

令和7年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月8日）

○出席議員

- 1 番 山 元 尚 武
- 2 番 金 森 恵美子
- 3 番 川 端 順
- 4 番 尾 野 浩 士
- 5 番 鎌 田 寛 司
- 6 番 村 田 茂
- 7 番 川 田 修
- 8 番 板 東 絹 代
- 9 番 立 井 武 雄
- 10 番 森 谷 靖
- 11 番 米 田 利 彦
- 12 番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	富士雅章
副町長	松下師一
教育長	丹羽敦子
総務部長	藤田弘美
民生部長	山下真穂
教育次長	谷本富美代
会計管理者	佐藤友美
チャレンジ課長	袴田智香
危機管理課長	山口高史
税務課長	多田雄一
総務課長	川田浩二
環境センター所長	飯田雅章
建設課長	永井義猛
上下水道課長	田村佳裕
産業環境課長	吉田博
住民課長	宮本早苗
長寿社会課長	河野聖子
社会教育課長	近藤拓司
保健相談センター所長	三木幸枝
福祉課長	稲成裕子
学校教育課長	東條倫也

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	河野歩美
議会事務局係長	小松美佐

令和7年松茂町議会第4回定例会会議録

令和7年12月8日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

川 端 順 議員

（1）松茂町の公園遊具について

金 森 恵美子 議員

（1）道路の白線補修と修繕について

板 東 絹 代 議員

（1）本町の小中学校の授業で生成AI活用の導入について

（2）ごみ処理作業時における熱中症対策について

（3）町職員の人材確保や職場環境について

立 井 武 雄 議員

（1）男性向け離乳食教室の開催について

川 田 修 議員

（1）電子入札の導入及び役場の機構改革について

（2）津幡町の被災状況から下水道を考える

日程第2 議案第60号 松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定
について

日程第3 議案第61号 松茂町児童クラブに係る指定管理者の指定について

日程第4 議案第62号 中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について

日程第5 議案第63号 中喜来地区北部農村公園に係る指定管理者の指定について

日程第6 議案第64号 中喜来地区農事集会所に係る指定管理者の指定について

日程第7 議案第65号 豊岡地区農事集会所に係る指定管理者の指定について

日程第8 議案第66号 長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定について

日程第9 議案第67号 満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

日程第10 議案第68号 長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

日程第11 議案第69号 北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について

- 日程第12 議案第70号 松茂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第13 議案第71号 松茂町公共下水道事業減債基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第14 議案第72号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第73号 令和7年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第74号 令和7年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第75号 令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第76号 令和7年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）

令和7年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月8日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【河野歩美君】　ただいまから、令和7年松茂町議会第4回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。

今日は12月8日ということで、1941年12月8日に真珠湾攻撃をして第二次世界大戦が始まった日と言われております。その後、1945年8月15日に終戦を迎え、今年には戦後80年になっております。やっぱり今こうやって私達がおるのもその間のいろいろな方の努力、ご苦労があって、今私達が平和に暮らせていること、今日の朝のニュースを見ながら切実に感じてここへやってきました。今いろいろなことが行われていますけど、その基にあるのは何かというのをもう1回皆さんかみしめて、また日々過ごしてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

○議長【佐藤道昭君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長【佐藤道昭君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました3番川端議員にお願いします。

川端議員。

○3番【川端 順君】　おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問内容は松茂町の公園遊具についてです。

富士町長の政策目標に「スポーツで健康増進、健康寿命No.1の松茂町に」、「子育て

するなら松茂町で」というのがあります。健康増進、健康寿命という言葉が出てきていますが、健康とは何かと問われたときに、まず最初に体が元気であること、2つ目に心が健全であること、3つ目に個人の生活が社会に調和しているということ。この3つのことを含めて健康と言えるのではないのでしょうか。そして、この3つの健康を育てるために、維持するために活用できる場として公園がその1つではないのでしょうか。日々の暮らしの中で住民は気軽に公園で運動することができ、また、地域のコミュニティーの場所として重要な役割を持っていると思います。

近年、健康意識の高まりから年配の方も健康維持のため公園で運動している姿をよく見かけます。今、人生100年時代と言われています。高齢化社会の中で自分のことは少しでも自分でできる自分づくりが重要になってきているのではないのでしょうか。そのような意味合いからして、健康遊具を含めて公園の整備は重要ではないのでしょうか。

そして「子育てするなら松茂町で」ということですが、子どもが育つのは学校や幼稚園、保育園だけではなく、公園も大切な子育ての場所でもあります。健康の原点、スポーツの原点は外の遊びから始まり、子ども達は遊具を通じて遊び、遊びの中で仲間づくりをします。子ども達が明るく伸び伸びと健康に育っていくためにも、安心安全な遊び場を提供することは少子化対策にも繋がるのではないのでしょうか。

そこで質問です。松茂町民の方から子どもを対象とした遊具を置いた公園だけではなく、高齢者に向けた健康遊具を設置した公園等、強く望まれていることをよく耳にします。松茂町として今現在の公園の状況と今後の方向性をお伺いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 谷本教育次長。

○教育次長【谷本富美代君】 それでは、川端議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康ということについて、WHO（世界保健機関）憲章においては「健康とは、肉体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」と定義されております。まさに川端議員のおっしゃっていることであります。健康寿命につきましても厚生労働白書によると、アメリカ、ドイツ等先進7カ国の中で最も長くなっているということであり、人々の健康に生きるということへの意識がますます高まっていることをあらわしています。

また、公園について国土交通省は「子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっている」として、身体的、精神的、そして社会的に良好であるために公園が活用されることが望ま

れています。公園に設置される遊具は、あらゆる年代の住民にとって、身近で効果的な健康づくりの機会を提供し、健康寿命を延ばすという視点からも重要な公共施設であります。

さて、川端議員ご質問の1点目、今現在の公園の状況についてでございますが、町内には遊具の設置された公園が35箇所あります。その中でも多くの方が利用されているのは、総合体育館横にある松茂中央公園であると思われまます。こちらは昭和56年から供用を開始し、面積は約2万3千㎡、「タコ公園」の愛称で親しまれています。松茂中央公園を訪れる人々は家族連れだけでなく、幅広い年齢層に広がっており、非常に多くの方々に利用されています。松茂中央公園で行われている活動も多岐にわたり、散歩をする方、自然観察等のレクリエーションを行う方、ランニングを行う方等様々です。

現在、松茂中央公園の遊具はシンボルである「タコの滑り台」のほかに、2連ブランコ1基、スプリング遊具3基、大型のコンクリート製滑り台があります。過去には児童向けの複合遊具が設置されておりましたが、老朽化が進み撤去をしております。また、松茂中央公園の近くには健康遊具5基と複合遊具1基が設置された向喜来緑地もあります。

次に、ご質問の2点目、今後の方向性につきましては、子ども達の遊びによる仲間づくりのための安心安全な遊び場や、自分でしたい活動を自分のできる範囲で実施し、健康づくりに役立つ運動を行うことができる公園が町民の日常生活にとって重要であり、平衡感覚等成長に応じた運動ができる複合遊具や、フレイル予防や筋力維持、さらに地域の人々の交流にも繋がる健康遊具へのニーズは高くなっているものと承知しております。

そこで、松茂中央公園の遊具の整備につきましては、今後、子どもや保護者を対象にした遊具についてのアンケートを実施し、また、健康遊具につきましても公園利用者への聞き取り等からニーズを把握し、種類や規模、設置スペース、維持管理予算等計画的な設置に向けて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 川端議員。

○3番【川端 順君】 ただいま、教育次長によるしっかりとした答弁、ありがとうございます。再問はありません。

松茂町の公園の現状がよく分かりました。松茂町には公園が35箇所あるということですが、その中でも1番利用者が多い中心となる松茂中央公園、通称タコ公園と呼ばれ親しまれていますが、遊具も少なく老朽化しており寂しい限りです。今後の方向性として子どもや保護者への複合遊具についてのアンケートの実施、公園利用者への健康遊具について

の聞き取り調査等を行っていくということですが、いろいろ考え、計画して前に進めていってほしいと思います。

公園を見ればその町の状況がよく分かりますと言われます。遊具の点検、安全性、費用の問題等いろいろあると思いますが、松茂町民の心と体の健康を育てる場所として、松茂町民から愛される公園になるよう取り組んでいただきますようよろしくお願いします。

最後に、この一般質問に健康というワードが何回か出てきました。皆さん健康のために運動されているのでしょうか。運動とは「運」を「動かす」と書きます。体を動かすことで心身が活性化し、自信を生み出し、新たな挑戦の意欲を高めます。運動は体力向上だけでなくメンタルにもよいと思います。ストレスがたまり、物事がうまくいかない毎日が続くようであれば、運動することをお勧めします。運を動かすことで皆さんの生活の流れがよい方向に変わることを祈りまして、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、通告のありました2番金森議員をお願いします。
　　金森議員。

○2番【金森恵美子君】　　おはようございます。議長の許可が出ましたので、私の質問をさせていただきます。

我が町には鉄道等交通機関がなく、日常生活や社会経済活動の大部分を道路に依存しています。松茂町の交通量が増加した背景には幾つかの要因があり、徳島県の空の玄関口である徳島阿波おどり空港アクセスの向上、松茂スマートインターの開通、また、徳島阿波おどり空港の臨空用地では、松茂スマートインターの事業化後、企業進出の増加、こういった背景の中、これまで住民生活を支えてきた生活道路は交通量の増加や車両の大型化により多様な利用者の共存の中、道路はもはや自動車だけのものではなく、歩行者、自転車、新たなモビリティ等、様々な利用者が安全に安心して通行できる環境整備が重視されてくるようになりました。松茂町の道路は町の活動を活発にする重要な役割を担っていると思い、質問をさせていただきます。

質問事項として、道路の白線補修と修繕についてお尋ねいたします。

現在、松茂町では日頃の道路管理において道路や交通に関する情報が道路・交通のホームページで公開されています。道路設備におけるメンテナンスを取り巻く状況や問題、課題には、整備、修繕、塗装、損傷修理等多岐にわたり事情を抱えているのが現状です。道路の白線は車の通行による摩擦や経年劣化によって摩耗や交通量の多さ、また、再塗装の

頻度等の理由から消えやすくなると言われていています。道路の白線の劣化調査についても薄くなった白線の劣化は特に交通事故のリスクを高める可能性があり、人命に直結し、非常に重要であることから、道路の白線を定期的に調査することは安全な交通環境を維持するために大切なことでもあります。

一般的に道路補修や修繕は各道路関係機関ごと道路の種類により、国・県・市町村と道路管理者が異なることから、松茂町道路状況の周知確認をする必要性を鑑みての質問とさせていただきます。

そこでお伺いをいたします。2点お伺いをいたします。具体的にご説明をいただきたいと思えます。

1つ目は、松茂町の道路白線が薄くなっている現状において、具体的な補修、修繕計画予定。

2つ目は、輝度測定、問合せ等からの町の管理する道路箇所の現状把握調査、具体的に実施取組状況がありましたらお話をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 永井建設課長。

○建設課長【永井義猛君】 金森議員のご質問にご答弁を申し上げます。

議員ご認識のとおり、道路の補修や修繕は各道路の道路管理者が行っており、松茂町内の町道につきましては建設課が管理しております。一方、路面標示は種類により管理者が異なります。路面標示は大きく分けて車道中央線、いわゆるセンターラインや車道外側線等、道路法の規定に基づく区画線と横断歩道や停止線等、道路交通法の規定に基づく道路標示からなります。区画線の修繕は道路の修繕と同じように各道路の道路管理者が行っており、道路標示の修繕等は町道であっても徳島県公安委員会が管理しております。

ご質問の1点目、町道の区画線の修繕は交通量の多い路線や大型車両が通行する道路幅の比較的広い路線を優先的に行っております。今年度はまつしげ子ども園の南側、片側1車線の路線で施工延長は約900mを予定しております。そのほか、既に11路線の区画線の修繕を完了しているところでございます。また、道路舗装自体が劣化し修繕が必要な区画線もございます。このような場合には、舗装を修繕する工事に合わせて区画線を設置し直しております。

ご質問の2点目、現状を把握する方法でございますが、区画線は夜間でも認識しやすいように車のライトに照らされて区画線が反射する塗料が含まれております。ご質問にもありましたように、区画線を1路線ごとに定期的に測定することで劣化状況が把握できるた

め、修繕時期を判断するのに有効な方法ではございますが、建設課ではいたしておりません。日常の道路パトロールや、町民の皆様からの情報提供により現地を確認し、目視による状況把握に努めております。また、建設課でいただいた情報がほかの道路管理者や公安委員会が管理する路面標示であった場合は速やかに情報を共有し、対応を依頼しているところでございます。

以上、金森議員ご質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 金森議員。

○2番【金森恵美子君】 答弁いただきありがとうございます。

道路は地震等の災害時には延焼を防止し、人々の安全な緊急避難通路となり緊急輸送路としても使われる等、様々な機能を発揮します。人々の移動や生活物資の輸送等に欠くことのできないものです。重要な基盤施設とも言えます。防災機能とともに災害時になくてはならない施設、また、緊急避難時、夜間の避難や積雪時の避難に遭遇することも想定内として、白線や標識は命の確保にも直結すると考えられます。

以上、たくさんの意見となりましたが、平時より住民の快適な交通環境を確保し、道路施設の快適な維持管理を推進するための取組として、引き続き国や地方自治体、そして警察等と連携し、命を繋ぐ大切な役目として生活空間の安全確保を進めていってほしいと願うところであります。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました8番板東議員にお願いします。

板東議員。

○8番【板東絹代君】 改めまして、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を3問させていただきます。

まず、1問目は、本町の小中学校の授業で生成A I活用の導入についてでございます。

徳島県内の小中学校で生成A I（人工知能）を取り入れる動きが広がっています。少なくとも23小学校と16中学校が生成A Iを授業で既に利用または利用予定であるということです。既に生成A Iを利用している小学校では、作文添削や画像作成に用いたり、家庭科の授業では、栄養バランスを意識した料理のアイデアを生成A Iからもらい、朝食メニューを作成しています。また、中学校では生成A Iで画像を作成し、地域の魅力を伝えるポスターを作成する等、活用が進んでいます。生成A Iとの対話を通じて、学びの理解を深めたり、生成A Iを子どもが当たり前を使う時代になっています。生成A Iを利用するに当たっては、生成A Iを使うと思考力が落ちるので使い方を考える、また、便利さを

感じながらもA Iの回答を批判的に見る力を身につける等、利便性と危険性を知り、適切な付き合い方を学んでもらえるように指導環境を整える必要があると思います。単に使用を避けるのではなく、リスクを正しく理解させ、情報活用能力を育むことが重要と思います。前向きなお考えをお伺いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 谷本教育次長。

○教育次長【谷本富美代君】 板東議員ご質問の本町小中学校の授業で生成A I活用の導入についてご答弁申し上げます。

近年、急速に進化を遂げている生成A Iは既存情報を大量に学習し、それらを基に計算原理に従って有用性の高い出力をすることが可能であり、教育現場においても様々な利活用が考えられています。一方、学校現場での利活用に関しては学ぶことの意義そのものに対する根源的な論点から、差別や偏見、環境負荷等の倫理的・社会的な論点等が指摘されております。

文部科学省では、「初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン」を公表し、生成A Iの概要、教育現場での活用において留意すべき基本的な考え方を示しております。これらは全国の自治体、学校が生成A Iの活用を検討する上での大きな方向性となっております。また、徳島県におきましても、国のガイドラインにある「リスクがあるから禁止する」のではなく「リスクを正しく認識して向き合うことが重要」という考え方に基づいて、学校で教員の指導の下、安全な使い方を学ぶことによりA I時代に必要な情報活用能力を育むことを重視し、発達段階に応じて慎重に進められているところでございます。

現在、本町では一部の学校におきまして、生成A Iを単なる便宜的ツールとしてではなく、思考力、判断力、表現力を高めるための授業の補助的手段として、生成A Iの試行的な活用を行い、その教育的な効果や注意点を確認している段階であります。今後は、国や県の情報を注視しながら教員研修の充実や情報モラル教育の強化を図り、安全性を確保した上で生徒自身が生成A Iの利便性と危険性を正しく理解し、適切に活用できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 前向きなご答弁をありがとうございました。

急速に社会へ浸透する生成A I技術を個性に応じた資質、能力を育成する学びを実現し

ていくため、効果的な活用を推進していただきたい。これからの時代に不可欠な考える力、伝える力を育むことを目的に、教員が積極的な生成AIの利用をするために定期的に研修をする等、環境づくりを重ねてお願いしておきます。ありがとうございました。

続きまして、2問目の質問です。

今年の夏は特に猛暑の日が多く、テレビでは毎日熱中症対策が呼びかけられていました。この質問は私が第二環境センターへ何度かごみの持込みをした際、気づいたことです。本題に入ります。

ごみ処理事業時における熱中症対策についてでございます。

令和6年9月に環境省はごみ処理事業時等における熱中症対策事例集を作成し、熱中症対策の浸透を図ることを目的としています。我が国の暑さは年々厳しさを増して、暑熱環境の悪化は熱中症のリスクの増大をはじめ、国民生活に直結する深刻な問題となっております。このような中で、生活のために必要不可欠な事業であるごみ処理事業では、作業時において、手袋、ヘルメット、マスク等の防護具や長袖、長ズボンの作業着を着用する場合、夏季の気温、湿度が高い環境では熱中症のリスクが高まることから、その作業の内容のいかんにかかわらず、また、その作業の内容に応じて、適宜、熱中症対策を講じる必要があると示されております。熱中症対策の実施の周知、徹底について2問お伺いします。

1点目、ごみ収集運搬作業員における熱中症対策はどのようになっていますか。

2点目、持ち帰ったごみの分別、解体等を行っている作業員における熱中症対策はどのようになっていますか。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 飯田環境センター所長。

○環境センター所長【飯田雅章君】 板東議員ご質問のごみ処理施設における熱中症対策について答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり年々全国的に気温が上昇し、日常生活やインフラ等様々な分野への影響が深刻な問題となっております。これを踏まえ、ごみ処理事業に関する熱中症対策について、環境省による令和2年6月12日付、「ごみ処理事業時等における熱中症対策について」、また、令和6年9月には、「ごみ処理事業時等における熱中症対策事例集」が示されました。内容といたしましては、作業員への熱中症対策に資する物資（クールベストやファン付き作業服等）の確保や日常の健康管理等、健康状態への配慮、作業場における休憩場所の整備等、熱中症対策の実施を十分周知するとともに徹底を図るというものです。

それでは、議員ご質問の2点について答弁申し上げます。

ご質問の1点目、「ごみ収集運搬作業員における熱中症対策はどのようになっていますか」でございます。

町におきましては、ごみの収集を1、燃やせるごみ、2、不燃・粗大・資源ごみ、3、軟質プラスチックごみとし、それぞれを3つの企業に収集運搬を委託しております。委託先の企業には、ごみ収集運搬作業時における熱中症対策に係る検討事項として、収集運搬車両の乗車中には換気を確保しながらエアコンの温度設定を小まめに調整することや、作業員に熱中症対策に資する物資を着用させること等を指導しております。

ご質問の2点目、「持ち帰ったごみの分別、解体等を行っている作業員における熱中症対策はどのようになっていますか」でございます。

ごみ処理施設でごみの分別、解体等を行っている作業員につきましても、熱中症対策に資する物資（首に着用するクールタオルやファン付き作業服等）を使用し、作業を行っております。また、監督員による作業員への声かけや、定期的に休憩（休憩場所にあってはスポットクーラーを設置）を取る等の対策も行っております。

今後も夏場での気温上昇が見込まれることから、作業員への有効な冷感物資の確保や、現在、作業場には冷房設備がないことから設備の設置等を検討し、円滑なごみ収集運搬処理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 明確なご答弁をいただき、ありがとうございました。

ごみ収集運搬作業員における熱中症対策は、それぞれ委託先の企業に指導ができています。また、持ち帰ったごみの分別、解体等を行っている作業員への熱中症対策はクールタオルやファン付き作業服等を使用して作業を行っているとのことご答弁でした。しかし、作業場は本当に苛酷な環境での作業です。今後も気温や湿度の上昇の時期は早くなってくると思いますので、冷房設備の設置は検討ではなく早く進めてくださいとお願いをしておきます。よろしく願いいたします。

続きまして、3問目の質問は、町職員の人材確保や職場環境についてでございます。

地方自治体の役割は住民福祉の増進であり、そのために様々な公共サービスを提供しています。そして、それら公共サービスは町職員がいてこそ提供できます。本町としては引き続き人材を確保して、職員が能力を最大限に発揮できる職場環境に取り組んでいただきたいと思っております。そこで3問お伺いします。

1点目、職員採用における採用ガイドの制作についてです。

人口減少の進行に伴い、全国的に公務員の成り手不足の状況が見られます。本町では職員を募集しても採用予定者数に満たないケースはありませんか。より多くの人に町の仕事に興味を持ってもらうため、働きたいと思ってもらえるような採用ガイドを制作してはいかがでしょうか。

2点目、開庁時間の短縮についてです。

現在、職員の勤務時間と庁舎の開庁時間が同じ8時30分から17時15分までとなっています。1日の業務について職員同士で打合せをする大切な時間ですが、8時30分から窓口対応を始めることもあり、当然17時15分を過ぎた勤務については残業となります。終業時間を過ぎて働くことが続けば、業務について振り返る余裕もなく、職員間で話し合う時間もままならないのではないかと思います。中長期的にはサービスの低下に繋がりにくいと思います。こうした状況を改善すべく、開庁時間を短縮し、職員の勤務時間と開庁時間に差をつけている自治体もあるようです。他県になりますが、滋賀県大津市、茨城県つくば市では既にしております。開庁時間を短縮し、業務の効率化を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、フレックスタイム制の導入について。

仕事と育児、介護、趣味等私生活を両立させること、いわゆるワーク・ライフ・バランスで、さらには心身のリフレッシュ、モチベーションの向上、生産性向上にも繋がるとされています。ワーク・ライフ・バランスを推進する取組の1つにフレックスタイム制があります。フレックスタイム制とは、あらかじめ総労働時間を決めた上で労働者自身が仕事を始める時間と仕事を終えて退勤する時間を自由に設定できる制度です。徳島県では既に導入しています。テレワークと並び柔軟な働き方を推進するための重要な制度で、これにより通勤ラッシュ時を回避して出勤できるため、ストレスの軽減や通勤時間の短縮に繋がって無駄な体力消耗が抑えられ、快適な状態で業務を開始できます。

多様な働き方を実現するため、町職員のフレックスタイム制の導入を検討してはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 藤田総務部長。

○総務部長【藤田弘美君】 板東議員ご質問の1問目、職員採用における採用ガイドの制作についてご答弁を申し上げます。

ご指摘のとおり人口減少の進行に伴い、全国的に公務員の成り手不足が課題となってお

ります。そのような状況の中、本町の採用状況について申し上げますと、近年、多くの企業での採用試験でも実施されており、全国に設置された専用会場のパソコンで受験可能なテストセンター方式の導入等、受験しやすい環境づくりを進めてきたこともあり、受験者数は増加傾向にあります。そのため、現時点では採用予定者数に満たないケースは生じておりません。しかしながら、今後も安定して優秀な人材を確保していくためには、本町の仕事の魅力や働き方、町職員としてのやりがいについてより分かりやすく発信していく必要があること、採用後に思っていた仕事と違う、希望する働き方と違う等、想定と現実のギャップによる早期離職等、ミスマッチを減らすことも重要であると認識しております。

このため、本町の業務内容や働く環境、職員の声等をまとめ、より多くの方に松茂町で働きたいと感じていただけるような採用ガイドの制作について準備を進めてまいりたいと考えております。採用ガイドはデジタル版として作成し、ホームページ等で発信することで学生や社会人の方々に本町の魅力を分かりやすく理解していただけるよう内容や表現方法について研究し、制作いたします。

続いて、ご質問の2問目、開庁時間の短縮及び3問目、フレックスタイム制度の導入についてご答弁を申し上げます。

近年、全国の自治体で開庁時間を短縮する動きが広がっています。窓口開庁時間を短縮することにより、職員の働き方改革の推進や事務処理及び確認時間等を確保することで、事務の正確性、迅速性の向上等が期待できます。本町では、現在多くの窓口業務に従事する会計年度任用職員の勤務時間が午前8時30分から午後5時までとなっております。開庁時間が正規職員の勤務時間と同じ午前8時30分から午後5時15分であることから、開庁時間が15分長くなっているのが現状です。職員におきましては、窓口対応や電話対応等で開庁中は慌ただしく打合せや事務処理等を行う時間が十分取りづらい状況です。

このほか本町においては、平成29年に住民票等のコンビニ交付を開始して8年余りが経過し、現在ではコンビニでの交付率が全体の約25%程度となり、利用者の4人に1人は役場窓口を利用していないこととなります。これらのことから今後も窓口利用者が減少していくことが予想されます。こうした状況を踏まえ、開庁時間の短縮について事前に十分な周知を行った上で、令和8年4月から試行的に実施したいと考えております。まずは開庁時間を15分短縮し、会計年度任用職員の勤務時間である午後5時閉庁とする運用を行います。その後、利用実態の分析、住民の皆様への影響、業務に与える効果等、試験運用を通じて丁寧に検証した上で正式運用についての判断をしたいと考えております。

一方、議員ご提案のもう1点、フレックスタイム制度の導入につきましては、窓口業務や電話対応の多い役場業務の性質上、現状導入は困難であると考えております。導入に当たっては、限られた職員数での開庁時間中の人員の確保、勤務時間管理の複雑化、部署ごとの業務特性の違い、住民サービスの安定確保等、解決すべき課題が多く慎重な検討が必要です。これらのことから、現時点ではまず開庁時間短縮の試行を優先して実施し、その結果の検証、今後の職員の業務実態の変化も踏まえ、フレックスタイム制度の導入については他の自治体や国の動向等に注視し、引き続き研究してまいります。

今後も住民サービスの利便性に配慮しつつ、効率的で持続可能な行政運営に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、板東議員へのご答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 開庁時間を15分短縮し、午後5時閉庁とするための試行的な実施を令和8年4月から試験運用し、検証した上で判断するとのことのご答弁でした。

そこで1点再問します。

町民サービスを低下させないように開庁時間を短縮するためには、書かない窓口、行かない窓口やオンライン申請の拡充と併せて同時に進めることが重要です。この点どのようにお考えですか、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤田総務部長。

○総務部長【藤田弘美君】 板東議員の再問にご答弁を申し上げます。

まず、オンライン申請の拡充、いわゆる行かない窓口の推進についてお答えいたします。

本町におきましては、国が進める自治体事務の標準化等に伴い、マイナンバーカードをお持ちであれば、転出、介護保険や児童手当の手続等一部の事務においてオンライン申請が可能となっています。また、確定申告ではe-Taxを利用した電子申告により、役場窓口に来ることなく申告できます。さらに現在、一部の金融機関において役場や銀行の窓口に行かなくてもオンラインで口座振替手続ができるサービスの導入を進めており、オンラインで可能な手続は年々増えています。

今後もさらなるオンライン申請の拡充に向け、国の支援制度や他の自治体との共同利用型システムの活用の可能性等を含め研究し、段階的に導入を進めるとともに、その利用促進を図ってまいります。

次に、書かない窓口の推進についてでございます。

こちらにつきましては、来庁者の窓口での書類記載の負担を軽減するため、令和8年度の機器導入に向け、現在準備を進めているところです。専用端末にマイナンバーカードや運転免許証を読み込ませることで、住所、氏名、生年月日等が申請書に印字され、町民の皆様が記載する項目をできる限り少なくし、負担を軽減するものです。国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型TYPE1）を活用し、必要機器を調達する予算を令和8年度に計上したいと考えております。

導入後は書かないことによる来庁者の負担軽減に加え、手続き時間の短縮を図るとともに、将来的には全ての手続へのオンライン申請導入に繋がる基盤として位置づけ、引き続き段階的にデジタル化を推進してまいります。

以上、板東議員へのご答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 ありがとうございます。採用ガイドの制作については、松茂町で働きたいと思ってもらえるように、やりがいある町の仕事の発信力を期待しております。また、開庁時間の短縮は行政サービスの質の向上を進めつつ、思い切って町長が新しい風を吹かせ、前へ進めていただきたいと思います。また、DXの推進、書かない窓口を進めていただけるということですので、これに期待します。フレックスタイム制の導入は難しいかもしれませんが、今後も他の自治体や企業の取組も参考にしながら注視をしてください。ご答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長【佐藤道昭君】 議事都合により、小休いたします。

午前10時48分小休

午前10時57分再開

○議長【佐藤道昭君】 それでは、小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、通告のありました9番立井議員にお願いします。

立井議員。

○9番【立井武雄君】 それでは、議長の許可が出ましたので、私の一般質問を始めます。

質問事項は男性向け離乳食教室の開催についてであります。

男性の育児休業取得率が2024年の調査で初めて4割を超えた一方で、家事や育児の

負担はまだ女性に偏りがちであります。人が生きていく上での3大要素であります衣食住においての住なんです、20歳から60歳の既婚男女を対象とした調査で……。

○議長【佐藤道昭君】　ちょっとすいません、傍聴の方、おしゃべりやめてもらえませんか、よろしいですか。次、聞こえてくるようであれば退場願います。

○9番【立井武雄君】　料理をするのは「主に妻」という回答が77.6%、20代夫婦で「主に妻が作る」は60%、30代で73%であります。共働き世帯でも61.6%であります。当松茂町でもパパママ料理教室を開催していますが、その中に交ざって料理を学ぼうとする男性の40%以上が料理の基礎ができていないと思います。そこでパパだけの離乳食教室を開くのがよいと思います。

男性の育児参加を後押ししようと各地で父親向けの離乳食講習会が広がりつつあります。例としましては、東京都中野区「パパも作るよ！離乳食」には生後6カ月までの赤ちゃんや妊娠中の妻のいる男性12人が集まったそうです。区は父親向けの離乳食講習会を2020年から区全体で開いております。例2としましては兵庫県宝塚市、2024年度から父親向けの講習会を開催しております。例3としましては青森市、青森中央短期大学が2024年度、男性向けの公開講座「俺の離乳食」を開いたそうです。育児は父親、母親、両方が担うものという意識改革に繋がればと思います。

そこで質問です。当松茂町でも男性向け離乳食教室を開催するつもりはありませんか。日々食べることは幸せや健康、そして未来に繋がっていくその出発点である離乳食教室をぜひに開催を希望します。また、もう一步進めて祖父母向けの幼児食教室等の開催も希望します。これはパートナーや祖父母、友達、一緒に子育てをする仲間意識を育む意味もあります。よろしく答弁をお願いします。

○議長【佐藤道昭君】　山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】　立井議員ご質問の男性向け離乳食教室の開催について答弁申し上げます。

2022年の育児・介護休業法改正により、男女ともに仕事と育児を両立できるよう産後パパ育休制度が創設され、父親が育児に参加しやすい環境整備が徐々に整ってきています。しかしながら、立井議員のおっしゃるとおり依然として家事や育児の負担が女性に偏りがちである状況は続いております。こうした中、松茂町では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない子育て支援を行うため、出産や子育てに関する指導や助言を行う各種教室を開催いたしております。

まず、妊婦及び家族を対象としたパパママ教室では、助産師による出産前の心や体の準備についての講話や保健師による沐浴等の実技指導、また、父親の妊婦疑似体験等を実施し、正しい知識の普及や父親の育児参加の促進を図っております。こちらの教室は多くの方がご夫婦で参加されております。出産後には子どもの月齢で3から5カ月の時期、4から6カ月の時期、5から7カ月の時期の計3回を1セットとした育児教室を開催し、保健師や栄養士によるその時期の発達に応じた相談や指導、離乳食講習を行っております。

父親の参加は増加傾向にあり、令和5年度の育児教室参加者に対する父親の割合は4.9%、令和6年度は11%、令和7年11月現在では15%と参加の割合は上昇しております。また、祖母が参加する場面もあり、世代間が交流する場面も見受けられるようになりました。加えて、子育て支援センターが実施する離乳食・幼児食教室でも父親の参加が見られ、調理や食事を通して参加者同士の交流も生まれています。

議員ご質問の男性向け離乳食講習会、祖父母向けの幼児食教室の開催につきましては、現在既に開催している教室に父親や祖母の参加が増加傾向にある状況を踏まえ、現状を維持しつつ、さらに父親等家族の方が気兼ねなく参加でき、離乳食を含めた子育てのスキルを初歩的なところから習得できるような教室運営に努めてまいります。また、各教室の案内につきましては、母親だけでなく父親や祖父母等、子育てに携わる様々な立場の方に対して参加の動機づけとなるような広報、案内作成に努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業である「こんにちは赤ちゃん訪問」の際にも、母親はもとより家族での参加の働きかけを行います。

核家族世帯が一般的となり、子育て家庭の孤立化が懸念される中、「子育てするなら松茂町」の理念の下、育児負担が母親に偏らないよう父親のみならず、家族、友達、そして子どもを取り巻く地域が協力し合える体制づくりの推進のため、関係機関と連携しながら各事業に取り組んでまいります。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 立井議員。

○9番【立井武雄君】 納得のできる答弁ですので、再問はいたしません。

子育ては両親がするものということですので、ぜひともいま一歩進めていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました7番川田議員にお願いします。

川田議員。

○7番【川田 修君】 議長の許可がありましたので一般質問をさせていただきます。

徳島県電子入札ホームページによると、徳島県電子入札システムは市町村と共同利用を行っているとなっております。現在、8つの市と勝浦町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、東みよし町が本格運用をしているようです。利用していないのは板野郡の5町と石井町、上勝町、つるぎ町、佐那河内村の9町村です。地方自治体のDX化を推進している今、松茂町がいまだに取組を進めていかないのはなぜでしょうか。町の理事者、職員とも時間、労力の節減になると私は思っています。

2023年に近隣の町の官製談合事件で、その町の副議長と副町長が逮捕されるという事件がありました。公共工事だけでなく、物品納入や業務委託でもこうした事件が発生をしているのです。こうした事件を未然に防ぎ、職員を悪魔の誘惑から身を守るためにも町の全ての入札を電子化して、建設工事、物品納入、業務委託等を一括して取り扱う入札契約担当の課や室等を設置して機構改革を行う考えはないのでしょうか。それぞれの市や町によって電子入札を担当する部署が異なっています。例を挙げると、徳島市は契約管理課、阿南市では総務課、神山町は総務課、那賀町では会計課検査室等となっています。

重ねて申し上げますが、町長が若い富士町長にかわられたのですから、役場の機構改革に取り組む考えはないのでしょうか、お伺いします。

○議長【佐藤道昭君】 藤田総務部長。

○総務部長【藤田弘美君】 川田議員ご質問の電子入札の導入及び役場の機構改革についてご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、徳島県電子入札システムは県が構築したシステムを市町村が共同利用できるもので、現在は県内で8つの市と7町が本格運用しております。本町は現在のところ導入しておりませんが、その理由といたしましては、契約事務の件数規模が比較的小さいこと、導入・運用に一定のコストと体制整備が必要であること等から、これまで費用対効果を踏まえ慎重に対応してきたためであります。しかしながら、行政手続のデジタル化や業務の効率化が求められる中で入札や契約事務の透明性を高め、公正性を確保することは重要であり、電子入札の導入は有効な手段の1つであると認識しております。そのため今後は、県や近隣町の運用状況、経費負担の在り方、業者登録の支援等の課題を整理しながら、まず、工事の入札、将来的には公共調達まで視野に入れた具体的な運用方法等を研究してまいります。

なお、機構改革につきましては、具体的な運用方法等の方向性が固まった後、所管する部署やその在り方等を考えることといたします。今後とも、契約事務をより公正で透明性の高いものとして効率的に進められるよう、入札契約事務を適切に執行する体制づくりに努めてまいります。

以上、川田議員へのご答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 川田議員。

○7番【川田 修君】 答弁ありがとうございます。

将来的には検討して、計画もあるというふうにはお伺いしますが、説明の中でありました契約金額が少額であるとか、件数が少ないとかいうことは導入しない理由にはならないと思う。契約件数は年間にすれば五、六十件やっているんですね。だからそれを少ないからやらないとかいうのはおかしいと、速やかに検討してやってほしいと思います。

それともうひとつ気になるのが板野郡の5町全部がやっていない、板野郡5町で副町長会とかいうのもあっていろいろな連携をやっているようですが、そこら辺がネックになっているような気がします。そこら辺は松茂町はやっぱり先進的な町だと言われるようなところで取組をお願いします。

次に、2つ目の質問に入ります。

私達町会議員は本年度の視察研修で石川県の津幡町を選び研修をしてきました。そのレポートは議会だよりに掲載をしています。読まれた方もあると思います。私が1番に感じたことは、下水道の閉塞等による被災状況と復旧状況の報道があまりにも少ないことです。水道の復旧と下水道の復旧、どちらを優先するかと尋ねられれば、皆さんはどう答えますでしょうか。命の水が出ないと困るので、水道優先と答える人がほとんどだと思います。

能登半島の被災地では、水道と下水道が復旧しないことが生活再建に向けた大きな足かせになっています。それはトイレ1つとっても、水道が出たとしても下水道が復旧しないと流せません。お風呂や台所もそうです。津幡町では公共下水道1万8,600m、農業集落排水4,500mと、管路全体の約10%が被災をしたそうです。液状化によりマンホールの隆起があり、下水道管閉塞箇所が12箇所あったということです。仮設ポンプ、バキュームカー移送、仮設ポンプ、仮上越し配管設置で震災から約2年たった現在もまだそのままの状況で対処をしているようです。完全復旧には10年で約60億円の復旧費用が見込まれていると報告がありました。

松茂町では町内全域が液状化のリスクを抱えています。また、施工済みの地区のうち長

原地区の下水道は汚水が流下する勾配が取れないため、真空式の下水道収集システムにより排水をされています。管の破損があれば地区全域で下水道が使用不能になることが予測されます。長原地区の下水道の被災対策はできているのでしょうか。松茂町は県の進める流域下水道計画に参加をしています。冷静にいま一度、計画推進について考えてみる必要があると考えます。所見を伺いたいと思います。

○議長【佐藤道昭君】 田村上下水道課長。

○上下水道課長【田村佳裕君】 川田議員ご質問の津幡町の被災状況から下水道を考えるについて答弁申し上げます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では震度7を観測する等、非常に激しい揺れが生じ、地盤崩壊や津波、液状化等に見舞われ、津幡町を含む被災地では上下水道施設にも甚大な被害がありました。下水道施設においては「下水道耐震化指針」に基づき、当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、供用開始期間中に発生する可能性の高いものに対しては設計流下能力を確保し、最大規模の強さを有する地震動に対しては重要な幹線等において流下機能を確保し、さらに軌道や緊急輸送路等下の埋設管路は交通機能を阻害しない性能を確保しなければなりません。現在、松茂町においても「下水道耐震化指針」に沿って整備を行っているところではございます。

川田議員ご質問の1点目、長原地区の下水道の被災対策につきまして、長原地区は松茂町特有の地下水位が高く、軟弱地盤という条件だけではなく、道路幅が狭く南北を縦断する唯一の道路である県道古川長原港線には、都市下水路等地下埋設物があるなどの地域特性を有しており、施工に際しての制限も多く、真空式下水道収集システムにより整備を行ってきた経緯があります。

真空式下水道収集システムについては、高い気密性と耐震性を確保する必要があることから、柔軟性、耐衝撃性を持ち、また、加熱融着により接続部を一体化させることにより接続部が管本体と同等以上の強度を有するなど、管の損傷を低減させるポリエチレン管を採用しています。また、マンホールにつきましても勾配を必要としない真空式により設置基数を必要最小限に抑え、復旧作業が生じた場合でもマンホールを浅く設置することで作業時間の短縮、効率化が図れるよう整備いたしております。

下水道は水道と同じく生活をする上で欠くことのできない重要なインフラ施設でございます。引き続き関係機関とも連携し、地震等の災害時においても安定的な下水道が維持できるよう努めてまいります。

続きまして、ご質問の2点目、松茂町の今後の下水道工事推進のあり方についてでございます。

本町は旧吉野川流域2市4町の枠組みの中で下水道事業を推進してまいりました。松茂町においても、今日まで3期にわたり事業を進めているところですが、下水道事業は一般的に初期投資が多額となり、独立採算制を原則とする地方公営企業ではありますが、現状は一般会計からの繰入金が必要となっているところです。そのため今後の事業推進に当たっては、経済性、効率性に重きを置くのはもちろんのこと、議員から町全体が液状化する災害リスクについてもご指摘を賜りましたので、そうした防災面も今まで以上に重視し、次期計画に当たっては下水道事業の将来像をしっかりと研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 川田議員。

○7番【川田 修君】 ご答弁ありがとうございます。

長原の懸案という心配事については、十分強化した管を使っているの、ちょっとやそつとでは壊れないから安心していいというふうに受け取りました。もう終わつとるやつですから、今さら何を言うてもしょうがないんですが、そうあってほしいと思っております。

それと全国的に下水管のいろんな被災が大きいところは液状化によるマンホールの隆起ということで閉塞が起きているのが現実的な状況です。そこで私、インターネットで調べてみた結果がありますので、ちょっとそれを述べさせていただいて提言をさせていただきます。

インターネットで調べた結果、記事からの引用です。能登半島での下水道被害の復旧までの大きさと、復旧までの道のりの険しさは管理している下水道のうち何パーセントが損傷したかで示せますということです。阪神・淡路大震災では、北区や西区でほとんど被害がなかったこともあり、総延長の約2%にすぎませんでした。新潟県中越地震や熊本地震でも10%未満がほとんどです。ところが能登半島の穴水町では、管理している約39kmの管路のうち、何と60%を超える30km近くで被害が出ているということです。町内全域が地震の際、液状化するリスクのある松茂町もこうなる可能性が非常に大であります。完全復旧には津幡町でも10年を見込んで60億円の被害、新設するのと同じだけの費用がかかるようです。下水道計画の推進について、冷静に見直しをすることを提言させていただき、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第2、議案第60号「松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定について」から、日程第11、議案第69号「北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について」までの議案10件を一括して議題といたします。

担当職員の詳細説明を求めます。

河野長寿社会課長。

○長寿社会課長【河野聖子君】 それでは、私から議案第60号、松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページをご覧ください。

議案第60号、松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるというものでございます。

当該施設は現在の指定期間が令和8年3月31日をもって満了いたします。現在の指定管理者である社会福祉法人松茂町社会福祉協議会におきまして、施設の管理及び運営を適切に行っており、多くの皆様にご利用いただいているところです。つきましては、引き続き社会福祉法人松茂町社会福祉協議会を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものでございます。

なお、公募によらない選定とした理由といたしましては、当該施設が高齢者の健康の増進、教養の向上及び老人福祉の発展に寄与するために設置された施設であり、加えて施設使用料収入が見込めないことから、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に規定されております、当該施設の性格、規模及び機能が公募に適さないと認められることによるものでございます。

以上、議案第60号の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 稲成福祉課長。

○福祉課長【稲成裕子君】 それでは、私から、議案第61号、松茂町児童クラブに係る指定管理者の指定について説明を申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

議案第61号、松茂町児童クラブに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるといふものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、松茂町東部児童クラブほか表に記載の全3施設。2、指定管理者となる団体、東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、代表取締役、山田智治。3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までというものでございます。

この指定管理者の指定につきましては、今年度末に現在の指定期間が満了するため、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、公募により指定管理者の募集を行いました。8月4日から9月1日まで申請の受け付けを行い、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社及び株式会社高德の2つの事業者から申請書の提出がございました。候補者の選定につきましては、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条及び同条例施行規則第5条の規定に基づき選定委員会を組織し、選考を行いました。去る10月23日、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した結果、選定委員会においてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が候補者として選定されたものでございます。

なお、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社から提示のありました指定管理料は、指定期間5年間の合計で2億8,254万円でございます。今議会で可決賜りました後は、今年度末までに5年間の基本協定を締結するとともに、児童、保護者に混乱が生じないようにスムーズな指定管理者の移行に努めてまいります。

以上、議案第61号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 吉田産業環境課長。

○産業環境課長【吉田 博君】 それでは、議案第62号、中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について、議案第63号、中喜来地区北部農村公園に係る指定管理者の指定について、議案第64号、中喜来地区農事集会所に係る指定管理者の指定について、議案第65号、豊岡地区農事集会所に係る指定管理者の指定について及び議案第66号、長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定についての5議案について説明を申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

議案第62号、中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について、地方自治法

第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるといふものでございます。次の7ページの議案第63号、8ページの議案第64号、9ページの議案第65号についても同様のものでございます。これら4施設は令和8年3月31日に5年間の指定管理期間が満了することに伴い、中喜来地区農村公園、中喜来地区北部農村公園及び中喜来地区農事集会所は中喜来自治協議会を、豊岡地区農事集会所は豊岡自治会を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、引き続き指定管理者に指定するものでございます。

なお、選定につきましては、4施設とも公募によらない選定としております。理由といたしましては、主たる利用者が施設の所在する自治会内であること、料金等の徴収が生じないこと等、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に規定されております、当該施設の性格、規模及び機能が公募に適さないと認められることによるものでございます。今議会で可決賜りました後は、今年度末までに令和8年4月1日から5年間の基本協定を締結し、施設の運用に支障がないよう努めてまいります。

次に、議案第66号の説明を申し上げます。議案書の10ページをお開き願います。

議案第66号、長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるといふものでございます。

本施設は水産物の鮮度保持のため整備された施設で、現在は長原漁業協同組合が指定管理者として管理しており、令和8年3月31日に5年間の指定管理期間が満了いたします。このため松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、氷の販売収入が見込まれること及び利用者が不特定多数であることから、公募による選定を実施いたしました。公募による申請は長原漁業協同組合の1件でございました。

候補者の選定につきましては、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条及び同条施行規則第5条の規定に基づき指定管理者選定委員会を組織し、選定を行いました。選定の結果、申請内容及びこれまでの管理業務ともに適正と認められたため、長原漁業協同組合が候補者として選定されたものでございます。今議会で可決賜りました後は、今年度末までに令和8年4月1日から5年間の基本協定を締結し、施設の運用に支障がないよう努めてまいります。

以上、議案第62号から議案第65号及び議案第66号の詳細説明とさせていただきます。

す。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 川田総務課長。

○総務課長【川田浩二君】 それでは、議案第67号、満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について、議案第68号、長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について及び議案第69号、北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定についての3議案を一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の11ページをお開きください。

議案第67号、満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるというものでございます。次の12ページの議案第68号と、13ページの議案第69号についても同様のものでございます。

これら3施設の指定管理者につきましては、今年度末の令和8年3月31日をもって、現指定管理者との5年間の指定管理期間が満了いたします。つきましては、議案第67号、満穂コミュニティセンターは満穂自治会を、議案第68号、長岸コミュニティセンターは長岸自治会を、議案第69号、北地地区研修集会センターは北地自治会を、引き続き令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、指定管理者に指定するようお願いするものでございます。

これらの3施設は主たる利用者が各施設の所在する地域の居住者であること、利用料等による収益が見込めない施設であること等の理由から、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の規定により、公募によらず地元自治会を指定管理者にするものとしております。

以上、議案第67号から議案第69号までの詳細説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で詳細説明は終わりました。

これから議案第60号から議案第69号までの議案10件について一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから議案第60号から議案第69号までの議案10件について一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから議案第60号から議案第69号までを一括して採決いたします。

議案第60号から議案第69号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】　異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第69号「北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、日程第12、議案第70号「松茂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」から日程第18、議案第76号「令和7年度松茂町下水道特別会計補正予算(第2号)」までの議案7件を一括して議題いたします。

以上、議案7件につきましては、各常任委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案7件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案7件については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前11時41分小休

午前11時42分再開

○議長【佐藤道昭君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【河野歩美君】 失礼いたします。それでは、ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

議案第72号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第4号）（所管分）

以上が総務常任委員会に付託いたします議案1件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

議案第71号 松茂町公共下水道事業減債基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

議案第72号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第4号）（所管分）

議案第76号 令和7年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）

以上が産業建設常任委員会に付託いたします議案3件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

議案第70号 松茂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第72号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第4号）（所管分）

議案第73号 令和7年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 令和7年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第75号 令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

以上が教育民生常任委員会に付託いたします議案5件でございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、

先般開催されました議会運営委員会におきまして、そのように案を決定していただいたわけですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案7件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について、事務局から説明いたします。

○議会事務局長【河野歩美君】 失礼いたします。議案付託表の裏面をご覧ください。

各委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場3階、301委員会室でございます。

予算決算特別委員会、12月10日、水曜日、午前10時から。

教育民生常任委員会、12月12日、金曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、12月12日、金曜日、午後1時30分から。

総務常任委員会、12月12日、金曜日、午後3時から開催いたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月9日から12月18日までの10日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、明日12月9日から12月18日までの10日間は休会と決定いたしました。

次回は12月19日、午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時46分散会